

一般事業主行動計画(H29.4.1～H34.3.31)

社会福祉法人 明倫福祉会

次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、従業員が仕事と生活の両立を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、以下のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
2. 内容

目標 1：妊娠・出産を経て復職する従業員を増やし、また復職した社員が働き続けられるよう、各種制度について、周知を図る。

〈対策〉

- 平成 29 年度～ 妊娠中・出産後の女性労働者の健康の確保、育児休業中の待遇および復職後の労働条件に関する就業規則や、育児・介護休業法、労働基準法に基づく諸制度について社内に周知する。

目標 2：平成 34 年 3 月までに、従業員全体の所定外労働時間を、1 人あたり年間 160 時間未満とし、また、年次有給休暇の取得率を平均で 50%以上とする。

〈対策〉

- 平成 29 年 5 月 直近 1 年間の所定外労働時間と、有休休暇取得状況を把握する
- 平成 29 年 9 月～ 所定外労働が多い、または有休休暇の取得率が低い部署の所属長に対して、改善するための研修を行う
- 平成 29 年 10 月～ 会議・委員会等で社内に広報する
- 平成 30 年 10 月～ 各部署における問題点の検討および研修の実施

目標 3：従業員の子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施する。

〈対策〉

- 平成 29 年度 検討会の設置
- 平成 30 年度 実施日を決定し、会議・委員会等で周知
実施後、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討